|  |
| --- |
| **感染症に負けないやまなしの保育環境実現のための対策ガイドライン** |

**放課後児童クラブ向け　新型コロナウイルス感染症対応**

令和3年3月4日　山梨県子育て政策課

令和4年2月22日改訂

|  |
| --- |
| **はじめに** |

　新型コロナウイルス感染症への対策は、密閉、密集、密接の「三密」を徹底的に避け、「人と人との距離の確保」、「手洗いなどの手指衛生」、「マスクの着用や咳エチケット」、「換気」等の基本的な感染対策を行うことや、クラスターの発生を抑えることが重要であります。

また、放課後児童クラブでは、施設内での感染症対策を創意工夫しながら徹底するとともに、家庭内感染の予防に向けた保護者との連携した取り組みにより、外部から施設にウイルスを持ち込まないことが特に重要となっており、子どもの日常をできる限り奪わずに健やかな成長を支えることが求められております。

　本県では、宿泊業や飲食業等の事業者の皆様の感染症予防対策への取り組みを、県が認証する「やまなしグリーン・ゾーン認証制度」により、感染症に強い事業環境と利用者の安心の構築に努めているところですが、令和3年3月に、放課後児童クラブの感染症対応力の更なる向上を図ることを目的として、感染症対策の専門家の意見も踏まえ対策ガイドラインを策定しました。

県全体の放課後児童クラブが共通の基準を運用しながら、適切な感染予防策をとり、それを外部に表明することで、感染症に負けないやまなしの保育環境を実現していきたいと考えております。

なお、ガイドラインは、全ての施設が取り組みやすいガイドラインとなるよう、感染症対策に必要な主な項目をチェックリスト方式でまとめたものですので、地域における感染症の流行状況や各施設の実情に応じてチェック項目を適宜編集していただきながら、取組状況の定期的な点検に御活用いただければ幸いです。



山梨県「保育所等における新型コロナウイルス感染症関連情報」

|  |
| --- |
| 対策ガイドラインや関連マニュアル・通知のほか、参考様式などの情報を掲載しています |

[https://www.pref.yamanashi.jp/kosodate/covid19info/index.html](http://localhost/)

|  |
| --- |
| **対策ガイドライン** |

|  |  |
| --- | --- |
| 施設名 |  |

**目　次**

１）施設関係者の役割と連携

２）持ち込まないための対策

３）感染を拡大させないための対策

４）行事・イベントの実施

５）感染症の疑い時や発生時の対策

【凡例】県ホームページ：　山梨県ホームページ 「保育所等における新型コロナウイルス感染症関連情報」

　　　　 　　　　厚労省ガイドライン：　保育所における感染症対策ガイドライン（2018年改訂版、平成30年3月厚生労働省、令和3年8月一部改訂）

１）施設関係者の役割と連携

　① 管理者の責務

　管理者は、体調不良の職員が無理せず休みをとったり受診したりすることができるよう、職場内外からの応援体制の確保など、業務継続計画を定めている。また、職員が体調不良を申し出しやすい雰囲気づくりに努めている。

　管理者は、職員に衛生知識や感染対策を学ぶ機会を定期的に提供している。

　健康上の理由等によりワクチン接種を受けられない方を除き、未接種の職員に対し、ワクチン接種の必要性をしっかりと説明し、できる限り接種を受けていただくよう強く勧奨している。

　健康上の理由等によりワクチン接種を受けられない職員が不利益となる扱いを受けないよう配慮している。

　施設内で職員の体調不良を認めた場合は、直ちに帰宅させるとともに、医療機関を受診するよう促している。

② 職員の行動

　職員は、どうしたら子どもを感染症から守れるか、また、どうしたら子どもの日常をできる限り奪わずに健やかな成長を支えていくことができるか、という意識を常に持ち、関係者との意見交換や、感染症対策を実行している。

　職員は、外出時のマスク着用や三密を回避した行動はもとより、勤務の内外を問わず、高い意識を持って感染防止のための行動を心がけ、自身の行動を記録している。

　職員は、毎日、体温や呼吸器症状、倦怠感などについて、自身の体調を記録している。また、同居家族の体温計測も行い、発熱等の異常がないか確認している。

※参考：県ホームページ　【参考様式】健康チェックカード（職員用）

　職員は、厚生労働省が提供する新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）を利用している。

　職員は、県内で流行している感染症を、サーベイランスデータ等をもとに把握し、保護者に対して説明することができる。

※やまなし感染症ポータルサイト

<https://www.pref.yamanashi.jp/kansensho_portal/index.html>

　職員は、新型コロナウイルス感染症のほか、各感染症に関する症状や予防策を理解し、保護者に対して説明することができる。（はしか、インフルエンザ、風しん、水ぼうそう、溶連菌感染症、ウイルス性胃腸炎（ノロウイルス、ロタウイルス等）、ＲＳウイルス感染症 等）

※参考：厚労省ガイドラインP.41～69

　職員は、感染経路別（飛沫感染、接触感染、経口感染など）の対策を理解し、保護者に対して説明することができる。

※参考：厚労省ガイドライン　P.8～17

　職員は、子どもの症状を見るポイントや発熱時の対応、下痢、嘔吐、咳などの時の対応を理解し、適時適切に行動することができる。

※参考：厚労省ガイドライン　P.73～78

　職員は、医療従事者等への敬意・感謝を忘れず、その子どもに対する偏見や差別が生じないよう、感染症に関する正しい知識の取得と定期的な情報発信を行っている。

　感染症に対する恐怖など、ストレスを抱えた子どもの心の健康の変化に留意し、普段と様子の異なる子どもへの声かけや傾聴に努めている。

③ 各家庭との連携

　保護者に対して家庭での感染予防法などに関する情報を定期的に発信し、感染症に対する共通理解や、子どもの免疫力を高める取り組み（十分な睡眠、適度な運動、バランスの取れた食事など）や新しい生活様式の実践等について協力を求め、家庭と連携しながら健康教育を行っている。

　子どもの体調や症状の変化等を的確に記録・把握することが重要であるため、土日祝日も含め、健康チェックカードへの記録を保護者に依頼している。また、発熱等の体調不良が認められる場合には、施設の利用を控えるよう依頼している。

※参考：県ホームページ　【参考様式】健康チェックカード（児童用）

　保護者に対して、厚生労働省が提供する新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）の利用を推奨している。（案内の送付など）

　感染者及び濃厚接触者並びに医療従事者等への偏見や差別が生じないよう配慮を依頼している。（感染者や濃厚接触者を責めない、確かな情報に基づく冷静な行動を促すなど）

④ 子どもへの教育

　ポスターの掲示等を通じて、咳エチケットや正しい手の洗い方を繰り返し指導している。

※参考：厚労省ガイドライン　P.10、14

※参考：厚労省ホームページ　啓発資料・リーフレット等

[https://www.mhlw.go.jp/stf/covid-19/qa-jichitai-iryoukikan-fukushishisetsu.html](%20https:/www.mhlw.go.jp/stf/covid-19/qa-jichitai-iryoukikan-fukushishisetsu.html)

　手洗いの習慣をしっかりと身に付けさせ、来所時をはじめ、飲み物やおやつ・食事の前後、遊具やおもちゃ遊びの後などに励行させている。

　トイレや手洗い場、遊具等の順番待ちでは、子ども同士の間隔をあけて待つよう指導している。

　身体的距離が十分にとれないときは、原則としてマスクの着用を促している。

また、一律の着用は求めず、一人一人の発達状況や体調、熱中症などの健康被害のほか、活動の場面に留意しながら判断している。

※参考：R4.2.15厚生労働省事務連絡

保育所等における新型コロナウイルスへの対応にかるＱ＆Ａについて（第13報）

|  |
| --- |
| 問18 保育所等で子どもにマスクは着用させるべきか。（抄）  ○　子どもについては、子ども一人ひとりの発達の状況を踏まえる必要があることから、一律にマスクを着用することは求めていません。特に２歳未満では、息苦しさや体調不良を訴えることや、自分で外すことが困難であることから、窒息や熱中症のリスクが高まるため、着用は奨められません。２歳以上の場合で、登園している子どもが保護者の希望などからマスクを着用している場合でも、正しくぴったりとマスクを着用することは子どもには難しいことも多いことから、常に正しく着用しているかどうかに注意を向けることよりも、マスク着用によって息苦しさを感じていないかどうか、嘔吐したり口の中に異物が入ったりしていないかなどの体調変化について、十分に注意していただき、本人の調子が悪い場合や持続的なマスクの着用が難しい場合は、無理して着用させず、外すようにしてください。また、当然ながら、午睡の際にはマスクを外させるようにお願いします。（なお、ＷＨＯは５歳以下の子どもへのマスクの着用は必ずしも必要ないとしています。） |

２）持ち込まないための対策

　① 子ども及び職員の体調確認

　子ども及び職員の体調を確認し、発熱（例えば平熱より１度以上）や、軽度であっても風邪症状（せきやのどの痛みなど）、嘔吐・下痢等の症状がある場合には、利用・出勤を控えることを徹底している。

　来所時の発熱の有無を非接触式体温計で計測したり、当日保護者から提出された健康チェックカードで体調に異常がないことを十分確認してから入室させている。

　② 子ども及び職員以外の者への対応

　保護者の送迎や物品の納入などは、できる限り施設外又は玄関口での対応とし、屋内に入る必要のある外部の者には、検温のほか、連絡先や体調の確認を徹底している。

※参考：県ホームページ　【参考様式】入退室記録・健康確認簿

　送迎の保護者同士が密接にならないよう、間隔をあけて待機をするためのラインを引く、動線を一方通行にするなどの工夫をしている。

　職員と保護者間の連絡事項は、連絡帳、掲示板、メール等を活用するなど、対面での会話を減らす工夫をしている。

３）感染を拡大させないための対策

　玄関、各教室の出入口などの動線上に、手指消毒液を設置している。（ただし、手荒れ等の者には無理に利用を勧めず、保湿クリームも用意する。また、手指消毒液が子どもの目に入らないよう、プッシュ式のものは設置位置を低くしたり、ジェルタイプのものを選定するなど配慮する。）

　複数の人の手が触れる場所（テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、手すり、トイレの便座や洗浄レバーなど）を、定期的に清拭消毒している。（次亜塩素酸ナトリウム水溶液の空間噴霧は行わない。）

※参考：県ホームページ　【参考様式】清掃・消毒チェック表

　共用のタオルやハンドドライヤーの使用を避け、子どもに清潔なハンカチやタオルの持参を求めている。または、使い捨てのペーパータオルを用意している。

　おもちゃは、衛生管理しやすいものを選んでいる。また、おもちゃの収納は、使用の前後でボックスを分け、使用後は消毒をしている。

※参考：R4.2.15厚生労働省事務連絡

保育所等における新型コロナウイルスへの対応にかるＱ＆Ａについて（第13報）問21

|  |
| --- |
| ○　直接口に触れる乳児の遊具については、遊具を用いた都度、湯等で洗い流し、干してください。洗えないものは水（湯）拭きしてください。消毒を行う場合は、汚れを落とした上で、塩素系消毒薬の希釈液又は消毒用アルコールを使用することが基本です。なお、消毒の実施時は子どもを別室に移動させる、換気を十分に行うなど、消毒薬の種類に合わせて正しい使用方法を守ることが重要です。遊具の素材に応じた取扱いや消毒薬の希釈方法、消毒薬の管理、使用上の注意点等の詳細については、「保育所における感染症対策ガイドライン」の P27、P70～72等を御参照ください。 |

　季節に合わせた適切な室温や湿度に留意しながら、定期的に外気を取り入れる換気を行っている。

※参考：厚労省ガイドライン P.27

【保育室環境のめやす】室温：夏26～28℃、冬20～23℃、湿度：60％

※参考：R2.11.11内閣官房事務連絡　寒冷な場面における感染防止対策の徹底等について

「寒い環境での適切な換気（機械換気や室温が下がらない範囲での常時窓開け）や適度な保湿（湿度40％以上を目安）が新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に有効」

　２方向の窓を大きく開け、数分程度の換気を１時間に２回程度行っている。

　窓が１つしかない部屋は、ドアを開け、扇風機やサーキュレーターなどを活用している。

　冬期は、２段階換気の実施や、外からの気流が直接子どもに当たらないよう配慮するなど、急激な室温変化を抑える工夫をしている。

　子どもが、近距離で向かい合わないように活動内容を工夫している。

　読書や学習スペースは、できるだけ子ども同士の間隔をあけ、同じ向きに机を配置するなどの対応をしている。また、必要に応じて、アクリル板などを設置して遮蔽している。

　おやつや食事の際には、席の配置を工夫し、対面を避け、子ども同士の間隔をあけている。また、スペースの問題などで対面になってしまう場合は、互い違いに配置したり、アクリル板などを設置している。

　動線の工夫などにより室内で過度に人が密集する機会を減らしている。（テレビの前など子どもが並ぶ場所の床にラインを引くなど）

　特定の遊具などに子どもが集中しないよう、遊び場を分散させる工夫をしている。

　送迎バスを有する場合は、乗車前の手すり等の清拭消毒や、間隔を空けての乗車、定期的な換気に努めている。

　子どもに感染が拡がっているオミクロン株の特徴を踏まえた感染症対策を講じているか。※参考：R4.2.15内閣府・厚生労働省事務連絡

地域子ども・子育て支援事業にかかる新型コロナウイルス感染症対策関係ＦＡＱ

|  |
| --- |
| Ｑ４２　放課後児童健全育成事業（感染症対策）  オミクロン株の特性を踏まえた放課後児童クラブの感染症対策としてはどのような取組を実施すべきでしょうか。  ○　オミクロン株は、デルタ株に比べて感染拡大のスピードが極めて速いとされており、また、子どもが感染しやすくなっていることから、オミクロン株の特徴を踏まえた放課後児童クラブにおける感染防止策を強化することが必要と考えられます。  　 具体的な感染症対策については、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和４年２月１０日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）で示されているように、以下の取組が考えられます。  ・ 職員や保護者のマスク着用、机等のこまめな消毒などの基本的対策の徹底  ・ 「保育所における感染症対策ガイドライン」等を踏まえた対応を基本としつつ、感染リスクが高い活動を避けるとともに、子どもをできるだけ少人数のグループに分割するなど、感染を広げない形での事業の実践を行う。  ・ 保護者が参加する行事の延期等を含めて大人数での行事を自粛する。  ・ 発育状況等からマスクの着用が無理なく可能と判断される子どもについては、可能な範囲で、一時的に、マスク着用を奨める。マスクを着用する場合には、息苦しくないか､嘔吐していないかなどの子どもの体調変化に十分注意するほか、本人の調子が悪い場合などは無理して着用させる必要はないこと。さらに、一律に着用を求めたり、子どもや保護者の意図に反して実質的に無理強いすることにならないようにすること  ・ 放課後児童支援員をはじめ放課後児童クラブの職員に対するワクチンの追加接種の速やかな実施  ・ 濃厚接触者である放課後児童支援員等への早期復帰のための検査の積極的実施 |

４）行事・イベントの実施

　地域における感染症の流行状況や、個々の行事・イベントの態様（密集度合いや外部の者との交流、接触・飛沫感染の可能性、飲食の有無など）を総合的に勘案しながら、その都度、開催の可否や実施方法の工夫について検討を行っている。

（例）対象となる子どもや学年の限定、保護者等の参加人数の制限、プログラムの縮小、人数の分散（午前・午後の二部制等）、オンラインの活用 など

　狭い空間での活動や、体の接触を伴う活動など、感染リスクの高い行事・イベントは控えている。

　親子行事を開催する場合は、通常の感染対策に加え以下の内容を実施している。

　子どもだけでなく、保護者についても発熱の有無を非接触式体温計で計測したり、健康チェックカードを提出してもらい、体調に異常がないことを十分に確認している。

また、保護者に対して、マスク着用や咳エチケットをはじめ、基本的な感染対策の徹底について協力要請し、承諾を得た上で参加してもらっている。

　不特定の者が参加することがないよう、入場者を記録している。

　会場内が密にならないよう工夫・配慮をしている。（保護者の入場開始時間を分散させる、椅子の配置や写真撮影エリアの間隔をあける、写真撮影エリアへの動線を一方通行にするなど）

　消毒液の設置やこまめな換気、使用用具の消毒等の感染症対策を徹底している。

５）感染症の疑い時や発生時の対策

　子どもや職員が感染した場合又は感染者の濃厚接触者と特定された場合に迅速に対応できるよう、市町村担当課や保健所、嘱託医、小学校などの関係機関との連絡体制表を作成している。

※参考：県ホームページ　【参考様式】感染症発生時の連絡先一覧表

※参考：R4.2.15内閣府・厚生労働省事務連絡

地域子ども・子育て支援事業にかかる新型コロナウイルス感染症対策関係ＦＡＱ

|  |
| --- |
| Ｑ２　放課後児童健全育成事業（開所関係）  　放課後児童クラブにおいて感染してしまった子どもが出た場合、市区町村はまず何をすべきか。（抄）  都道府県の保健衛生部局等と連携の上、感染者の状況の把握とともに、濃厚接触者の範囲の確認を行い、開所を続けるか又は休所とするか、休所するとした場合の範囲や期間について、地域の感染状況や事業の提供状況等を踏まえ、放課後児童クラブにも状況を確認のうえ、市町村として最終判断をするようにお願いします（放課後児童クラブのみの判断で休所を行うことは適切ではありません）。  休所する場合でもできる限り休所の範囲と期間を限定できるよう、都道府県の保健衛生部局等と連携の上、検討をお願いします。  なお、休所する場合であっても代替事業（ファミリー・サポート・センターやベビーシッター等）を実施するなど、地域で放課後児童クラブの機能を維持できるようにお願いします。  他の保護者への周知については、個人情報に十分配慮した上で、  ・現時点での休所予定期間  ・休所中の健康観察とその連絡（症状が出たら保健所とともに放課後児童クラブにも必ず連絡するよう依頼）  ・代替事業の紹介（ファミリー・サポート・センターやベビーシッター等）  ・利用料等の取扱い  ・今後の連絡先や相談窓口　　などについて情報提供及び要請を行ってください。  感染症対策としての消毒については、「保育所における感染症対策ガイドライン」等を参考にして、施設の消毒を行ってください。  感染した子ども等に対して、偏見が生じないよう、人権に配慮した対応が必要です。また、休所に際し子どもや保護者に過度の不安を生じさせないために、新型コロナウイルス感染症について正しい認識や感染症対策を含めた理解を深められるよう情報提供を行ってください。 |

※参考：濃厚接触者について

新型コロナウイルスに関するＱ＆Ａ（一般の方向け）（R4.1.25版、厚生労働省）

|  |
| --- |
| 問３　濃厚接触者とはどのような人でしょうか。濃厚接触者となった場合は、どのようなことに注意すればよいでしょう。  答（抄）  濃厚接触者は、新型コロナウイルスに感染していることが確認された方と近距離で接触、或いは長時間接触し、感染の可能性が相対的に高くなっている方を指します。濃厚接触かどうかを判断する上で重要な要素は上述のとおり、１．距離の近さと２．時間の長さです。必要な感染予防策をせずに手で触れること、または対面で互いに手を伸ばしたら届く距離（１ｍ程度以内）で１５分以上接触があった場合に濃厚接触者と考えられます。新型コロナウイルス感染者から、ウイルスがうつる可能性がある期間（発症２日前から入院等をした日まで）に接触のあった方々について、関係性、接触の程度などについて、保健所が調査（積極的疫学調査）を行い、個別に濃厚接触者に該当するかどうか判断します。接触確認アプリを利用いただくと、陽性者と、１ｍ以内、１５分以上の接触の可能性がある場合に通知が行われ、速やかな検査や治療につながります。なお、１５分間、感染者と至近距離にいたとしても、マスクの有無、会話や歌唱など発声を伴う行動や対面での接触の有無など、「３密」の状況などにより、感染の可能性は大きく異なります。そのため、最終的に濃厚接触者にあたるかどうかは、このような具体的な状況をお伺いして判断します。 |

※参考：新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について

（R4.2.3山梨県）（抄）

|  |
| --- |
| 「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」（令和４年１月５日付け（令和４年１月２８日一部改正）厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）に基づき、本県における無症状病原体保有者の療養解除基準と濃厚接触者の待機期間について次のとおり取扱いますので、御承知おきください。  特に、濃厚接触者の待機期間を５日目に解除する場合には、当該濃厚接触者の所属する事業者において検査を実施していただく必要がありますので、次に示す「運用上の留意事項」を御確認いただき、適切に実施されますようお願いします。  なお、本取扱いは、原則、全ての陽性者及び当該陽性者の濃厚接触者の方に適用されますが、例外として、オミクロン株以外の変異株（デルタ株）であることが判明している方及び当該陽性者の濃厚接触者については適用されません。（待機期間は１４日間となります。）  １　無症状病原体保有者の療養解除基準について  　　検体採取日から７日目までを無症状で経過した患者は、８日目に療養解除を可能とする。  　　ただし、１０日目までは、検温など自身による健康状態の確認を実施するとともに、リスクの高い場所の利用や会食等を避け、マスクの着用など感染対策を徹底すること。  ２　濃厚接触者の待機期間等について  （１）本県においては、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和３年１１月１９日（令和４年１月２５日変更））の「（別添）緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者」の他、すべての事業に従事する者を社会機能維持者として、次のとおりとする。  ①　濃厚接触者の待機期間を、陽性者との最終接触日から７日間とし、８日目に待機期間を解除する。  ②　濃厚接触者が無症状であり、陽性者との最終接触日から４日目及び５日目に、当該濃厚接触者の所属する事業者（以下「事業者」という。）において実施した抗原定性検査（簡易検査キット）の結果が陰性だった場合、５日目から待機期間を解除する。  （２）運用上の留意事項  ア　いずれの場合も、濃厚接触者は、１０日目までの間、検温など自身による健康状態の確認を実施するとともに、リスクの高い場所の利用や会食等を避け、マスクの着用など感染対策を徹底すること。  イ　②により待機期間を解除する場合、事業者は職場等での感染対策を徹底するとともに、社会機能維持者に対して、陽性者との最終接触日から１０日目までは、不要不急の外出をできる限り控えるとともに、通勤時は公共交通機関の利用をできる限り避けるよう説明すること。  ウ　②により待機期間を解除する場合、事業者から保健所への報告、協議は不要であること。ただし、保健所から解除の状況や理由についての照会があった場合には、回答を要すること。  エ　②に基づき実施する抗原定性検査は、事業者の費用負担（自費検査）により、薬事承認された検査キットを用いて実施すること。また、事業者は検査キットを医薬品卸売販売業者、メーカー、薬局から購入することができるが、購入しようとする際には、別紙１「抗原定性検査キット優先供給に係る説明書」（様式略）と別紙２「抗原定性検査キットを使用した検査実施体制に関する確認書」（様式略）を購入元に提出すること。  オ　事業者は、別紙２の①から⑤の対応を行うとともに、検査結果を必ず確認すること。また、県が実施する新型インフルエンザ等対策特別措置法第２４条第９項の協力要請に基づく無料検査（いわゆる薬局における無料検査）は、事業の主旨が異なるため利用できないこと。  カ　検査の結果、陽性が確認された場合には、事業者から社会機能維持者に対し医療機関の受診を促すとともに受診結果の報告を求めること。 |

　子どもや保護者が濃厚接触者と特定された場合やＰＣＲ検査を受けた場合には、速やかに施設に報告するよう保護者や小学校に依頼している。

　発熱等の体調不良児が発生した場合、その子どもが安全に帰宅できるまでの間、他の者との接触を避けられる待機室を用意している。（手洗い、換気ができる部屋が望ましい。）

　体調不良児に対応する職員自身が感染しないため、専用のエプロンやサージカルマスク、使い捨て手袋等を用意している。